

高槻ワーキングニュース

働く方々、事業主の皆様へ

大阪府最低賃金改定のお知らせ

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、大阪府内のすべての労働者を対象とする「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定（産業別）最低賃金」とがあり、それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイトなどを含めすべての労働者に適用されます。

これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定してきており、現在の時間額は表のとおりとなっています。

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		858円	平成27年10月1日
産業別最低賃金	塗料製造業	894円	平成27年11月7日
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用 付属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、 船用機関製造業	877円	平成27年11月18日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具、器具製造業	860円	平成27年11月30日
	鉄鋼業	890円	平成27年11月12日
	自動車・同附属品製造業	875円	平成27年11月30日
	非鉄金属・同合金圧延業 電線・ケーブル製造業	860円	平成27年11月30日
	自動車小売業	865円	平成27年11月30日

◎各種商品小売業については、平成26年9月28日をもって廃止されました。

◎発効日当日の賃金から、上記の最低賃金金額以上の賃金を支払う必要があります。

最低賃金についてご不明の点がございましたら

大阪労働局労働基準部賃金課または最寄りの労働基準監督署へお問合せください。

URL:<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成 27 年度税制改正で、くるみん税制が改正・延長されました

くるみん税制の概要

次世代育成支援対策資産の導入を目標として一般事業主行動計画に掲げ、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を取得すると、税制優遇（くるみん税制）を受けられます。

■くるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間内（※ 1、※ 2）に初めてくるみん認定を受けた企業は、認定を受けた事業年度（1 年間）に企業・資産の区分に応じて、以下の割増償却率の割増償却の適用が受けられます。

（※ 1）法人事業主にあつては、平成 23 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間、個人事業主にあつては、平成 24 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間における最初の認定であることが必要です。

（※ 2）平成 27 年度税制改正によって、くるみん税制は改正されています。

平成 27 年 3 月 31 日までに認定を受けた事業主は、改正前の税制優遇措置（建物等の割増償却）の対象となります。

企業の区分 資産の区分	常時雇用する労働者が 101 人以上のくるみん認定企業(※)	常時雇用する労働者が 100 人以下のくるみん認定企業(※)
建物及び建物付属設備	24%	32%
車両・運搬具及び器具・備品	18%	24%

(※)常時雇用をする労働者数は、行動計画届出時の数字です。

■プラチナくるみん認定を受けた場合

青色申告書を提出しており、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間内に初めてプラチナくるみん認定を受けた企業は、認定を受けた事業年度から 3 年間、資産の種類に応じて以下の割増償却率の割増償却の適用が受けられます。



資産の区分	全てのプラチナくるみん認定企業
建物及び建物付属設備	15%
車両・運搬具及び器具・備品	12%

■くるみん税制をうけるためには

くるみん税制を受けるためには、次世代育成支援対策資産について一般事業主行動計画（以下『行動計画』）という。にその導入を目標として掲げた上で、当該計画について「くるみん認定」又は「プラチナくるみん認定」を受ける必要があります。

*詳しくは、都道府県労働局雇用均等室にお問合せください。大阪労働局雇用均等室：06-6941-8940

*当該税制については、税務署における審査がございますので、あらかじめご了承ください。

高槻市技能功労者表彰

平成27年11月3日（祝）生涯学習センター2階多目的ホールにて開催された「文化の日記念式典」において、各団体から推薦された40歳以上で、同一職種に20年以上従事し、かつ原則10年以上市内に居住若しくは市内の事業所に従事する優れた技能者の方に、高槻市から「技能功労賞」の表彰が行なわれました。

平成27年度技能功労賞受賞者（敬称略、順不同）

職種名	氏名	職種名	氏名
建築左官職	青島 好春	造園工	寺井 富一
建築工事職	伊吹 清次	美容職	辻岡 邦夫
建築塗装職	里 学		

～平成27年労働者派遣法改正法が成立しました～

派遣労働という働き方、およびその利用は、臨時的・一時的なものであることを原則とするという考え方のもと、常用代替を防止するとともに、派遣労働者のより一層の雇用の安定、キャリアアップを図るため、労働者派遣法が改正されます。



施行日：平成27年9月30日

*厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料が随時掲載されております。

労働者派遣法 平成27年改正

検索

労働安全衛生法の改正により「ストレスチェック制度」の実施が義務に！

平成26年6月25日に公布された労働安全法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

*従業員50人未満の事業場については、
当分の間、努力義務です。

施行日：平成27年12月1日



*ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルスに関する詳細は下記ポータルサイトで確認ください

こころの耳

検索

女性の職場における活躍を推進する～女性活躍促進法が成立しました～

【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに、

- ①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析
- ②行動計画の策定・届出
- ③情報公表などを行う必要があります

*従業員300人以下の事業主の皆様は努力義務
となっています。



☆女性活躍促進法の詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

女性活躍促進法特集ページ

検索

ポジティブ・アクション(女性社員の活躍推進)に取り組みましょう！

◎ポジティブ・アクションとは？

固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から

- ・営業職に女性はほとんどいない
- ・課長以上の管理職は男性が大半を占めている

等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

*** ポジティブ・アクションは単に女性を「優遇」するためのものではなく、
こうした状況を是正するための取組全般をさします。**



ポジティブ・アクション
普及促進のためのシン
ボルマーク「きらら」

◎ポジティブ・アクションは、なぜ必要か？

- ・女性勤労者の労働意欲の向上
- ・女性の活躍が周囲の男性に刺激⇒生産性が向上
- ・多様な人材による新しい価値の創造
- ・幅広い高い質の労働力の確保
- ・外部評価(企業イメージ)の向上

ポジティブ・アクションに関するお問合せは大阪労働局雇用均等室 (TEL 06-6941-8940) までお問合せください。

次回のワーキングニュースは平成28年3月25日発行予定です。